

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和2年2月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900281 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900030 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 53 年 7 月及び同年 8 月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 29 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 49 年*月から昭和 53 年 8 月まで

私は、20 歳を過ぎても国民年金に未加入であったため、両親から国民年金は支払っておくべきだと話があった。その後、母親から、役場で私の国民年金の加入手続を行い、その時点で未納であった保険料を納付してくれたと聞いた。その話があったのは 23 歳の頃だったような記憶もあるが、遅れて手続を行い、まとめて、遡って納付してくれたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれたとする両親は国民年金加入期間において、保険料を全て納付しており、両親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 9 月頃に払い出され、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われ、その際、20 歳に到達した昭和 49 年*月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、両親は、請求期間のうち、昭和 53 年 7 月及び同年 8 月の保険料を納付することが可能であった。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間直後の昭和 53 年 9 月から昭和 54 年 6 月までの保険料は、上述の加入手続時期に当たる昭和 55 年 9 月に、昭和 54 年 7 月から昭和 55 年 3 月までの保険料は、昭和 55 年 12 月に、いずれも過年度保険料として納付されたものとみられ、両親は、請求者の加入手

続を行った時点において未納であった保険料の解消に努めていた状況が見受けられる。

加えて、請求者は、20歳を過ぎてから、両親が国民年金の加入手続を行い、その時点で未納であった保険料をまとめて納付してくれたと陳述しているところ、この陳述は、上述の加入手続時期に、過年度保険料として遡って保険料が納付された状況とも符合しているほか、請求期間のうち、昭和53年7月及び同年8月については、加入手続時点において納付可能であったため、当該期間の保険料に係る納付書についても両親の手元にあったものと推察され、両親が当該期間の保険料を、その直後の期間の保険料と同様に納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和53年7月及び同年8月の保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和49年*月から昭和53年6月までについて、上述の加入手続時期を基準とすると、当該期間に係る保険料については、既に時効が成立しており、両親は、当該期間の保険料を過年度保険料として納付することができなかったものとみられる。

このほか、両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和49年*月から昭和53年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900267 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900031 号

第 1 結論

平成 16 年 7 月から平成 17 年 6 月までの請求期間及び平成 18 年 7 月から平成 19 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 35 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 16 年 7 月から平成 17 年 6 月まで
② 平成 18 年 7 月から平成 19 年 6 月まで

私は、社会保険事務所（当時）において、毎年、夫婦二人分の国民年金の免除申請を行っており、請求期間①及び②についても、私の誕生月である*月ぐらいに申請を行い、保険料が免除されていたはずである。承認通知書が郵送されてきた記憶もあるが、既に廃棄しており、免除に関する資料は何もない。請求期間①及び②頃において、経済状況はずっと変わらないのに、国の記録では未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において、延べ 20 年以上の長期にわたり保険料が免除されており、請求期間①及び②について、いずれも直前直後の年度（1 年度の期間は 7 月から翌年 6 月まで。以下同じ。）は、全額免除期間及び半額免除期間として承認されていたことが確認できるほか、請求者は、請求期間①及び②頃の経済状況に大きな変化はなかったとしている。

しかしながら、請求者は、免除に関する資料は何もない旨陳述しており、A 市及び日本年金機構は、請求期間①及び②に係る免除申請書等について保管していない旨回答しているほか、オンライン記録においても、請求期間①及び②に係る免除申請及びその承認がなされた記録は確認できないことを踏まえると、請求者が、請求期間①及び②について、免除申請を行い、保険料の免除が承認されていたとする事情を見いだせない。

また、請求期間①のうち、平成 17 年 4 月から同年 6 月までについて、平成 18 年 10 月までに免除申請を行えば、当該期間に係る審査が可能とされていたところ、オンライン記録によると、請求者は、平成 17 年*月に免除申請を行って

ることが確認できる。しかし、当該申請によって免除が承認された期間は、請求期間①直後の平成 17 年 7 月から平成 18 年 6 月までである上、上述のとおり、請求者は、請求期間①に係る免除申請書等の資料を保管しておらず、当時の状況を確認することができないほか、日本年金機構は、当時の業務について確認できる資料も残っていない旨回答していることから、請求者が当該期間に係る免除申請を行ったことを推認できない。

さらに、平成 17 年 7 月 1 日からは、免除申請の際、全額免除または納付猶予が承認された場合には、翌年度以降引き続き同一の事由により申請を行う旨をあらかじめ申し出たときは、翌年度以降の免除申請書の提出を省略する取扱いであったところ、オンライン記録によると、請求者が平成 17 年*月に行った請求期間②直前の平成 17 年度の免除申請において承認されたのは、半額免除であることから、翌年度である請求期間②において、請求者は、この取扱いの対象とならなかったものとみられる。

加えて、請求期間②当時、保険料の免除申請を行った際に、制度上、免除が承認される期間は、申請月の直前の 7 月から申請月の属する年の 6 月（申請月が 7 月から 12 月である場合は、翌年の 6 月）までの期間の範囲内とされていたところ、日本年金機構が保管する請求者の平成 19 年度に係る国民年金保険料免除申請書及びオンライン記録によると、請求期間②直後の平成 19 年度については、平成 20 年*月で免除申請が行われ、当該申請によって免除が承認された期間は、平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月までとされていたことが確認でき、この事務処理は、制度上の取扱いとも一致し不自然さは見当たらない。

その上、請求者が請求期間①及び②において一緒に免除申請を行ったとする請求者の妻については、オンライン記録によると、請求期間①及び②直前直後の免除申請に係る申請日が請求者と同日であることが確認でき、請求者と同様に、未納とされていることから、妻の年金記録から、請求者に係る請求期間①及び②の免除申請が行われ、保険料の免除が承認されていたとする事情を見いだすことはできない。

このほか、請求期間①及び②については、いずれも基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の保険料の免除に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間①及び②に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間①及び②の保険料を免除されていたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900291 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900032 号

第 1 結論

平成 7 年 12 月から平成 9 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 48 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 7 年 12 月から平成 9 年 3 月まで

私は、時期は定かではないが、A 市役所又は B 市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。請求期間当時は、何回も引っ越し、アルバイトで生計を立てていたためお金に余裕もなく、保険料は納付していなかった。

平成 9 年 12 月頃、C 社に正社員として就職したが、しばらくすると、職場にいきなり市の職員と思われる者（以下「集金人」という。）が来所し、「このまま納付しないと給料を差し押える等の処置を取らせてもらう。」と言われたが、保険料を一括で支払うことはできない旨を話し、分割にしてもらった記憶がある。回数は、10 回以上の長い期間ではなかったと思うので、おそらく 5～6 回で、毎回、同額で 1 万円以上 2 万円以下の保険料を集金により納付した。集金人から、これで未納はないと言われたことも覚えているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 16 か月と比較的短期間である。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続については、いつ頃、どこで手続を行ったか明確な記憶はないとしており、保険料納付についても、職場に来所した集金人に分割して納付したことは覚えているものの、納付した時期、回数、金額等の明確な記憶はないとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、職場に来所した集金人に、請求期間の保険料を分割にしてもらい、毎回、同額の保険料を納付した旨陳述しているところ、i) A 市は、請求者に係る請求期間の納付記録は、未納とされており、請求期間当時、国民年金委員が戸別訪問は行っていたが、滞納処分を行っていたかは資料の保管がないが、

当時の職員に聴取したところ、滞納処分は行っていない旨回答していること、ii) B市は、請求者に係る国民年金の記録は確認できず、請求期間当時、市の職員及び専任徴収員が自宅へ戸別訪問し、保険料の徴収等行っていたことは確認できるが、請求者に対して職場にまで戸別訪問を行ったか、滞納処分も行っていたかは当時の資料等全て廃棄済みのため不明と回答していること、iii) 日本年金機構は、請求期間当時、過年度保険料について、職員による戸別訪問、保険料徴収をしていたかどうかは資料がないため不明と回答していることから、上述のとおり、請求者が、職場に来所した集金人に、請求期間の保険料を納付した事情を見いだすことができない。

さらに、請求期間に係る保険料の合計額は、19万4,400円となるどころ、請求者の主張に沿って集金人に保険料を納付した場合、合計額は12万円以下となり大きく相違する上、1回の保険料額を2万円以下で支払うには、分割回数が少なくとも10回以上になることを踏まえると請求者が請求期間の保険料を主張どおり分割して納付していたとは考え難い。

このほか、請求者が分割による保険料の納付申出をしたと主張する時期は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。